

### 計画の位置づけ

☆札幌市食の安全・安心な食のまち推進条例に基づく計画

- 1 食の安全・安心の確保に関する施策の大綱
- 2 その他、食品の安全に関する施策を推進するために必要な事項

### 計画の期間

5か年（平成 27～31 年度）

### 計画策定の考え方

推進計画の暫定版としている現行の「さっぽろ食の安全・安心推進ビジョン」（平成 22～26 年度）を現状、今後の動向に合わせて見直すとともに、条例施行後の基本施策を反映させる。

ーから計画を作り上げるものではないが、施策の内容を強化・充実させる。

### ビジョン策定以降の食の安全・安心をめぐる事件・事故

- ・原子力発電事故による放射性物質の汚染問題、  
生肉による O111 食中毒事件（H23）
  - ・本市における浅漬けによる O157 食中毒事件（H24）
  - ・産地等の食品表示偽装事件、冷凍食品への農薬混入事件（H25）
- ※ノロウイルスの流行

### 今後の国の施策、動向

- ・食品表示法の施行
- ・自主的衛生管理の普及拡大（HACCP に基づく衛生管理の普及）

### 札幌市まちづくり戦略ビジョン戦略編（平成 25～34 年度）

- ・食の魅力を生かした産業の高度化
- 食の安全・安心の確保に向けた取組を一層推進する

### 計画の方向性

- ・新規追加された施策の展開

**自主回収報告制度の運用**

**緊急事態への対応**

**適正表示の推進**

- ・計画の中で強化・充実する施策

**事業者の自主的取組の促進**

**食品等の安全性に関する学習**

**食産業・観光の振興への寄与**